

明石市工事請負契約約款改正による 現場代理人の常駐義務緩和について

明石市では工事請負契約約款にて工事現場に現場代理人が常駐することを義務付けていますが、第10条第3項を追加することにより常駐義務を緩和します。

| 明石市工事請負契約約款 第10条 |
|--|
| <p>第10条第2項</p> <p>現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> |
| <p>第10条第3項（追加）</p> <p>発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> |
| <p>第10条第4項</p> <p>受注者は、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> |

※適用

平成27年7月1日以降に公告（通知）する建設工事